

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年8月2日(2007.8.2)

【公表番号】特表2006-527877(P2006-527877A)

【公表日】平成18年12月7日(2006.12.7)

【年通号数】公開・登録公報2006-048

【出願番号】特願2006-516433(P2006-516433)

【国際特許分類】

G 0 6 T 15/00 (2006.01)

【F I】

G 0 6 T 15/00 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月11日(2007.6.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

　　タイルベースのレンダリングシステム内でコンピュータグラフィック画像をテクスチャリングするのに用いるためにテクスチャ画像データの一部分からテクスチャ画像のミップマップチェーンを自動的に生成するための装置であって、

　　景色データを供給するための手段と、

　　前記景色データを複数のタイルに分解するための手段と、

　　各タイルの前記データをタイルバッファに記憶するための手段と、

　　前記タイルバッファの内容を各タイル毎にフィルタリングし、次に、前記景色データから少なくとも1つのより低いレベルのミップマップデータを生成するための手段と、

　　より低いレベルのミップマップデータの各々を前記タイルバッファに一時的に記憶するための手段と、

　　より低いレベルのミップマップデータの各々をシステム主メモリに記憶するための手段と、

　　を含むことを特徴とする装置。

【請求項2】

　　画像データをフレームバッファに書き込む前にそれを一時的に記憶するためのタイルバッファが用いられることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

　　前記フレームバッファは、前記主メモリの一部分を含むことを特徴とする請求項2に記載の装置。

【請求項4】

　　前記フィルタリング手段はまた、次に低いミップマップレベルを生成する前に、前記より低いレベルのミップマップを前記タイルバッファに記憶することを特徴とする請求項1、請求項2、又は請求項3に記載の装置。

【請求項5】

　　処理は、全ての望ましいミップマップレベルが生成されるまで所定の回数反復されることを特徴とする請求項4に記載の装置。

【請求項6】

　　タイルベースのレンダリングシステム内でコンピュータグラフィック画像をテクスチャ

リングするのに用いるために画像データの一部分からテクスチャ画像のミップマップチェーンを自動的に生成する方法であって、

景色データを供給する段階と、

前記景色データを複数のタイルに分割する段階と、

前記データを各タイル毎にタイルバッファ内にレンダリングする段階と、

各タイルに対して、次に、前記タイルバッファの内容をフィルタリングして前記景色データから少なくとも1つより低いレベルのミップマップデータを生成する段階と、

各レベルのミップマップデータを前記タイルバッファに一時的に記憶する段階と、

各レベルのミップマップデータをシステム主メモリに記憶する段階と、

を含むことを特徴とする方法。

【請求項7】

前記テクスチャ画像データをフィルタリングする段階は、前記一時的バッファからのデータをフィルタリングする段階と、該このようにフィルタリングされたデータを該一時的バッファ及び主メモリに記憶する段階とを含むことを特徴とする請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記フィルタリングする段階は、全ての望ましいミップマップレベルが生成されるまで所定回数実行されることを特徴とする請求項7に記載の方法。